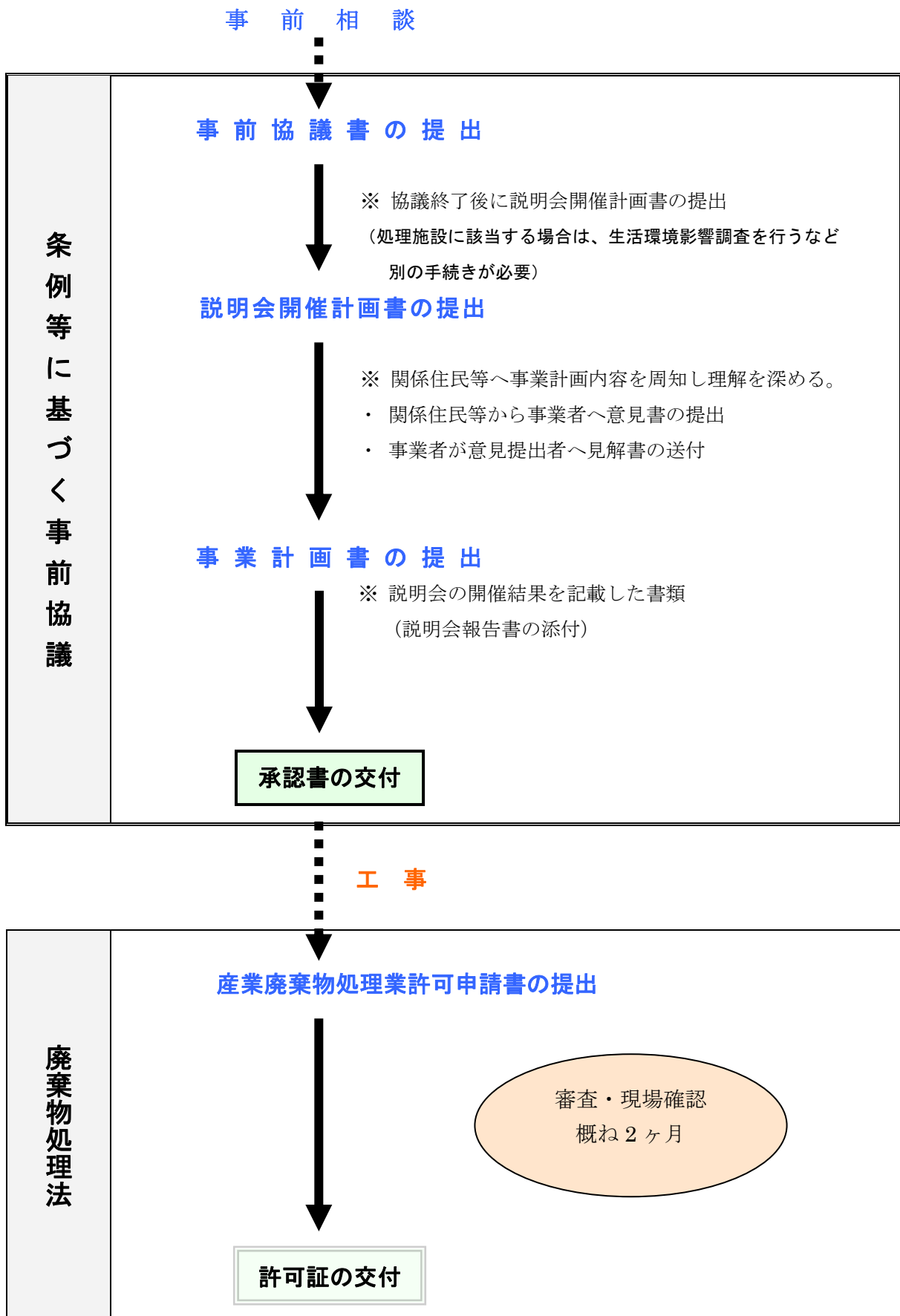


産業廃棄物の処理施設の設置にかかる事前協議から許可取得までの流れ



大阪市産業廃棄物の処理施設設置等に関する要綱 別表1（第4条関係）

【 対象処理施設の立地等に関する基準 】

事 項	内 容																
立 地	計画地は、都市計画法に規定する準工業地域・工業地域・工業専用地域内であること。																
周辺の状況	<p>計画地の敷地境界から100mの区域内に学校、病院、図書館、並びに隣接する居住世帯が存在する場合には、周辺地域の生活環境保全について適正な対策が行われていること。</p> <p>ただし、条例第23条の7第1項第1号（積替え又は保管施設）に係る対象処理施設にあつては建設廃棄物を取り扱う者に限る。</p>																
搬入・搬出道路	計画地への搬入・搬出する道路が6m以上の幅員を有し、かつ、車両の通行により周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。																
計画地の面積等	<p>適切な作業及び継続して事業を行うことが可能な規模として、対象処理施設の種類に応じて、次の面積を有していること。</p> <table border="1" data-bbox="453 1167 1398 1559"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>産業廃棄物の種類</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">積替え保管施設 (第1号関係)</td> <td>建設廃棄物</td> <td>600㎡以上</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物以外の産業廃棄物</td> <td>300㎡以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分施設 (第2号関係)</td> <td>建設廃棄物</td> <td>1,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物以外の産業廃棄物</td> <td>600㎡以上</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物 処理施設 (第3号関係)</td> <td>焼却施設、PCB廃棄物処理施設又は最終処分場その他市長が特に定める施設</td> <td>1,000㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、計画地内に車両が駐車及び待避できる場所を有していること並びに計画地内は緑化に努められていること。</p>	施設の種類	産業廃棄物の種類	面 積	積替え保管施設 (第1号関係)	建設廃棄物	600㎡以上	建設廃棄物以外の産業廃棄物	300㎡以上	処分施設 (第2号関係)	建設廃棄物	1,000㎡以上	建設廃棄物以外の産業廃棄物	600㎡以上	産業廃棄物 処理施設 (第3号関係)	焼却施設、PCB廃棄物処理施設又は最終処分場その他市長が特に定める施設	1,000㎡以上
施設の種類	産業廃棄物の種類	面 積															
積替え保管施設 (第1号関係)	建設廃棄物	600㎡以上															
	建設廃棄物以外の産業廃棄物	300㎡以上															
処分施設 (第2号関係)	建設廃棄物	1,000㎡以上															
	建設廃棄物以外の産業廃棄物	600㎡以上															
産業廃棄物 処理施設 (第3号関係)	焼却施設、PCB廃棄物処理施設又は最終処分場その他市長が特に定める施設	1,000㎡以上															
周辺地域への配慮	対象処理施設の設置等に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に対して十分な配慮がなされたものであること。																
関係法令の遵守	他法令の適用を受ける場合には、関係機関との協議等が終了していること。																